

9.4 から 8 に掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 豊後高田市における内部の推進体制について

1) 基本的な考え方

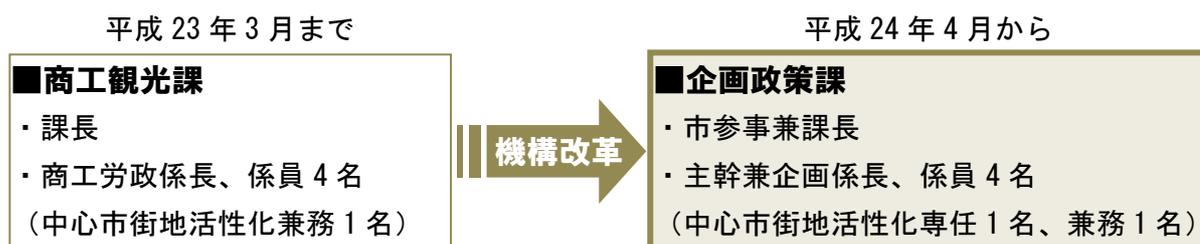
基本計画策定に当たり、第1期基本計画での検証を踏まえて、以下の基本的な考え方で内部の推進体制を構築することとした。

- 内部の組織については、第1期基本計画の取り組みを進める中で浮き彫りとなった課題を踏まえ（p.27 参照）、市の担当部署を、市全体の施策をコントロールする企画政策課に移管し、より戦略的かつ幅広い分野での施策の推進に対応できるように改善を図った。
- また、副市長、関係課長で構成する『検討委員会』を設置、さらに第1期基本計画に引き続き、効果的かつ実効性のある計画を策定するため、必要事項を多角的に調査・検討するとともに、各部門相互の連携強化を図ることを目的とした、組織横断的な『プロジェクトチーム』を設置した。

2) 具体的な体制

①事務局

本市では、中心市街地活性化をこれまで以上に戦略的かつ幅広い分野での施策とするため、平成23年4月に新設した市の総合施策を推進する企画政策課に事務移管し、課内に事務局を設置、専属職員を配置することにより、体制の強化を図った。



②豊後高田市中心市街地活性化基本計画検討委員会（以下、「検討委員会」）の設置

第1期基本計画策定時と同様に、本基本計画についても、策定にあたり、その基本方針等を定め、基本計画に位置付ける各種事業の立案及び当該事業の円滑かつ確実な実施のため、庁内検討委員会を設置し、計画内容の横断的な検討とともに、情報交換を行っている。

③中心市街地活性化基本計画策定プロジェクトチーム（以下、「策定PT」）の設置

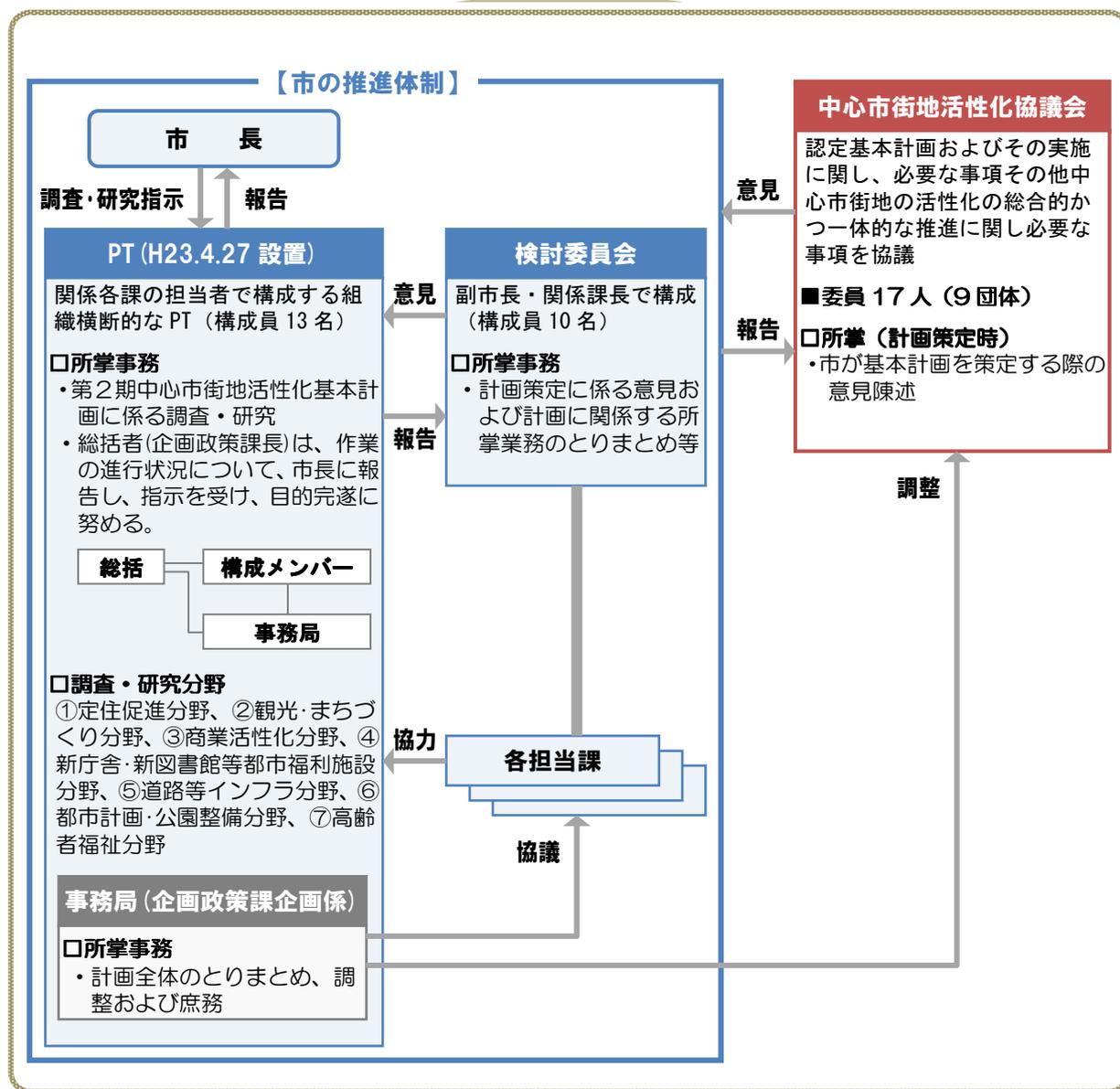
本基本計画では、総合的な視点から中心市街地の魅力を高める施策を検討することとしている。そのため商業活性化担当部局、市街地整備改善担当部局、都市計画担当部局、教育担当部局、福祉担当部局及び財政担当部局の職員で構成する組織横断的なプロジェクトチームを設置し、実効性のある施策の調査・研究を行うとともに、情報交換を行っている。

④第2期中心市街地活性化基本計画策定推進体制

検討委員会、策定PTのみならず、全庁的な取り組みとして、「連絡・調整」体制の整備を行っている。

〈第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画策定推進体制〉

第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画策定



〈庁内検討委員会における検討経過〉

年 月 日	会議名・議題等
平成 23 年 9 月 1 日	設置
平成 23 年 9 月 26 日	第 1 回検討委員会 I 第 1 期基本計画の総括 II 第 2 期基本計画が目指す方向性について III 第 2 期基本計画の基本的方針（案） IV 第 2 期基本計画の目標及び目標指標（案） V 第 2 期基本計画エリア（案） VI 中心市街地活性化に資する事業（案）
平成 23 年 11 月 28 日	第 2 回検討委員会 I 第 2 期豊後高田市中心市街地活性化基本計画素案について II 今後のスケジュールについて

〈豊後高田市中心市街地活性化基本計画検討委員会構成〉

区 分	職
会 長	副市長
副会長	市参事兼総務課長
委 員	市参事兼情報推進課長
//	市参事兼財政課長
//	市参事兼農林振興課長
//	市参事兼福祉事務所長
//	子育て・健康推進課長
//	商工観光課長
//	建設課長
//	都市建築課長
//	市参事兼企画政策課長

〈中心市街地活性化基本計画策定プロジェクトチーム（策定PT）における検討経過〉

年 月 日	会議名・議題等
平成23年4月28日	設置 PT構成メンバーに市長から辞令交付
平成23年5月19日	第1回検討委員会 Ⅰ これまでの経過 Ⅱ 第2期基本計画策定の必要性 Ⅲ 第2期基本計画の基本方針（案） Ⅳ 今後の策定スケジュール・PTの今後の活動
平成23年7月27日	第2回検討委員会 Ⅰ 第2期基本計画の方向性と計画区域（案） Ⅱ 第2期基本計画の基本コンセプト（案） Ⅲ 具体的な施策の検討作業説明
平成23年8月3日～8月末	中心市街地の活性化に資する事業の検討作業 庁内LANを活用し、随時PTメンバーで議論、情報交換を行う。
平成23年9月28日	第3回検討委員会 目標指標等検討作業
平成23年10月13日	第4回検討委員会 中心市街地の活性化に資する新規事業（案）検討
平成23年11月11日	第5回検討委員会 第2期基本計画素案について
平成23年11月16日	第6回検討委員会 中心市街地の活性化に資する新規事業（案）確認
平成23年11月28日	第7回検討委員会 第2期基本計画素案について

〈豊後高田市中心市街地活性化基本計画策定PT構成〉

所属課	人数
総務課	1名
企画政策課（まちづくり担当）	1名
財政課（管財担当）	1名
商工観光課（商業活性化担当）	2名
建設課（市街地整備改善担当）	2名
都市建築課（都市計画担当）	1名
福祉事務所（高齢者福祉担当）	1名
教育委員会（図書館建設担当）	1名
企画政策課（事務局）	3名

(2)豊後高田市観光まちづくり株式会社の設立

旧基本計画策定時の前年にあたる平成15年の観光客数は約20万人と前年比の2倍を超え、予想を大きく上回る観光客にお越しいただくようになった。この結果、団体客の受付の問題や駐車場の整理、ご案内人の不足、団体客の昼食の受け入れの問題など、次々と新しい課題が生じたが、これに対応する専属の組織がない状態であった。

商工会議所を中心として、市もバックアップをし、それぞれが必死にがんばっていたものの、昭和の町の受け入れ体制については不十分であり、持続可能なまちづくりのシステム確立が急務となっていた。そのため、これらの課題を解消し、さらに、来訪者にまちづくりのコンセプトを正しく伝えるため、「昭和の町」における管理運営をその業務の一環とする組織として、平成17年11月に『豊後高田市観光まちづくり株式会社』を設立した。

これにより、基本計画に基づく各種の事業の実施について、これまでの市・商工会議所・地域住民に、新たに市観光まちづくり株式会社が加わり、それぞれが連携・役割分担することで、継続的・安定的に取り組む体制ができたと考えられる。

市観光まちづくり株式会社は、設立以降、現在に至るまで「昭和の町」における観光マネジメントを実施しており、持続可能なまちづくりを主体的に担っている。

〈豊後高田市観光まちづくり株式会社 概要〉

●社名	豊後高田市観光まちづくり株式会社	大分県豊後高田市新町989-1
●設立	平成17年11月11日	
●資本金	95,000,000円	
	豊後高田市	50,000,000円
	豊後高田商工会議所	5,000,000円
	金融機関	20,000,000円
	一般株主（企業・個人）	20,000,000円
	※一般株主については直接業務提携する可能性のある事業者を除外	
【目的】		
地域観光の振興に寄与する観光事業について、民間的手法を活用し展開する。		
【主要業務】		
① 広域観光の推進－「山」「里」「街」「海」「温泉」		
② 昭和の町の振興－拠点施設・拠点商店の運営及び整備補助		
③ 昭和ロマン蔵の運営－南蔵飲食施設・案内所の運営、夢博物館・絵本美術館の営業促進及び発券事務の提携		
【特色】		
① 収益を観光施設の整備等に投資し、市全体の観光振興を図る。		
② 宿泊・飲食・観光施設・小売等の観光事業者と業務提携し、営業・宣伝活動を促進することで市全体の観光振興を図る。		
【当面事業】		
① 旬彩南蔵の運営・「食」発信のための業務提携 ⇒ 地域観光業の魅力アップ		
② 昭和ロマン蔵案内所の運営…総合受付・総合案内・発券業務 ⇒ 地域観光総合窓口機能		
③ 営業宣伝活動…HP立上運営・旅行社等営業活動・各種チラシ等作成・各種媒体PR ⇒ 地域観光の振興		

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

豊後高田市中心市街地活性化協議会は、中心市街地の活性化に関する法律により、豊後高田市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議するために、豊後高田商工会議所と豊後高田市観光まちづくり株式会社により平成18年9月に規約を定め、同年10月2日に設立総会が開催された。

協議会の規約、構成員は以下に記載のとおりである。また、協議会での協議事項等の調整等を図るため、協議会の下部組織として「ワーキンググループ」を設置し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

〈中心市街地活性化協議会〉

【役割】 市が基本計画を作成する際の意見陳述

認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議

【委員】 17人（9団体）

〈ワーキンググループ〉

【役割】 協議会での協議事項の調整

新規事業の提案等

【委員】 高田地区 21人（協議会委員、商業者、地域住民等）

玉津地区 18人（協議会委員、商業者、生産者、学識経験者等）

両地区オブザーバー 2人（協議会正副会長）

○法第15条第3項の規定の適合

豊後高田市中心市街地活性化協議会の内容については、事務局となっている豊後高田商工会議所において規約、構成員を公表しており、また、共同設置者である豊後高田市観光まちづくり株式会社のホームページでも公表している。

□豊後高田商工会議所ホームページ（中心市街地活性化協議会）

<http://www4.ocn.ne.jp/~buntaka/>

□豊後高田市観光まちづくり株式会社ホームページ

<http://www.showanomachi.com/>

○法第15条第4項、第5項の規定の適合

これまでのところ協議会への新たな参加要請はなく、協議会が参加を拒否したこともない。

〈豊後高田市中心市街地活性化協議会規約〉

(平成 18 年 9 月 20 日 豊後高田商工会議所と豊後高田市観光まちづくり株式会社の協議により制定)

(名称)

第1条 本会は、豊後高田市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を大分県豊後高田市新町 986 番地 2、豊後高田商工会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 1 項の規定により豊後高田市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議する。

(公表の方法)

第4条 協議会の組織の公表は、次に掲げる事項について、豊後高田商工会議所及び豊後高田市観光まちづくり株式会社の事務所で公衆に閲覧させるとともに、ホームページに掲載することによりこれを行う。

- (1) 協議会の会員の氏名
- (2) 協議会の規約の内容

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 豊後高田市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- (3) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (4) 中心市街地活性化のための研修会等の実施
- (5) 中心市街地活性化に係る事業に関すること。
- (6) その他中心市街地の活性化に関すること。

(会員)

第6条 協議会の会員は、次のものにより構成される。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第 15 条第 1 項又は第 4 項の規定に該当するもの
- (2) 法第 15 条第 7 項の規定に該当するもの
- (3) その他市内において中心市街地の活性化に関する活動・事業を行う者で、協議会の目的に賛同したもの

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、協議会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 会計監査 2 名

2 役員は、協議会において会員の中から選任する。

3 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

3 会計監事は、協議会の会計に関する事務を行う。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が指名する。

(総会)

第12条 総会は、活動報告、収支報告、活動計画、収支予算、規約の改正、役員を選出その他会長が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第13条 協議会の目的を達成するため、協議会にワーキンググループを設置することができる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第15条 協議会の収入は、補助金、寄付金及びその他の収入による。

2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

(解散)

第16条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

附 則

1 この規約は、平成18年10月2日から施行する。

2 協議会設立時の役員の任期は、平成20年3月31日とする。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

〈豊後高田市中心市街地活性化協議会会員〉

団体名等	根拠法令	氏名	備考
豊後高田商工会議所	法第15条第1項関係(商工会議所)	野田 洋二	会頭
豊後高田市商店街連合会	法第15条第4項関係(商業者)	次郎丸 武則	会長
豊後高田商工会議所	法第15条第1項関係(商工会議所)	松田 高明	副会頭
豊後高田商工会議所	法第15条第1項関係(商工会議所)	清水 良幸	専務理事
豊後高田市 観光まちづくり株式会社	法第15条第1項関係(まちづくり会社)	渡邊 節男	参与
豊後高田市	法第15条第4項関係(市)	鷲海 豊	副市長
大分北部バス株式会社	法第15条第4項関係(交通事業者)	熊田 啓二	常務取締役
豊後高田市議会	法第15条第8項関係(住民代表)	村上 和人	議長
豊後高田市自治委員会 連合会	法第15条第8項関係(住民代表)	大塚 仁	会長
豊後高田市 老人クラブ連合会	法第15条第8項関係(住民代表)	渡部 義彦	会長
学識経験者	法第15条第8項関係(地域経済・文化)	永岡 恵一郎	
学識経験者	法第15条第8項関係(商業者)	安部 谷次郎	
学識経験者	法第15条第8項関係(商業者)	高井 博爾	
学識経験者	法第15条第8項関係(商業者)	土谷 雄二	
学識経験者	法第15条第8項関係(商業者)	中山田 健晴	
学識経験者	法第15条第8項関係(教育)	永松 康士	
豊後高田商工会議所女性会	法第15条第8項関係(地域経済)	都甲 栄岐子	会長

〈豊後高田市中心市街地活性化協議会開催状況〉

回数	年月日	議 題	議決事項
第1回	H23.7.7	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度事業活動報告・決算について 平成23年度事業計画・予算(案)について ○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 第1期中心市街地活性化基本計画に基づく事業の進捗よくについて 第2期中心市街地活性化基本計画策定の必要性、今後のまちづくりの方向性について 	原案のとおり承認
第2回	H23.9.29	○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 第2期中心市街地活性化基本計画(案)の取り組み概要について 	原案のとおり承認
第3回	H24.1.23	○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画(案)について 	原案のとおり承認
第4回	H24.7.4	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度事業活動報告・決算について 平成24年度事業計画・予算(案)について ○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 第1期豊後高田市中心市街地活性化基本計画 	原案のとおり承認

		<p>の実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画の事業内容について 	
第5回	H 25.7.4	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度事業活動報告・決算について 平成25年度事業計画・予算（案）について <p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画の事業内容について 	原案のとおり承認
第6回	H 26.7.10	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度事業活動報告・決算について 平成26年度事業計画・予算（案）について <p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画の事業内容について 	原案のとおり承認
第7回	H 27.7.10	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度事業活動報告・決算について 平成27年度事業計画・予算（案）について <p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画の事業内容について 	原案のとおり承認
第8回	H 28.2.9	<p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画の事業内容（変更）について 	原案のとおり承認
第9回	H 28.9.26	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度事業活動報告・決算について 平成28年度事業計画・予算（案）について <p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画の事業内容（変更）について 	原案のとおり承認

平成24年1月27日

豊後高田市長 永松 博文 様

豊後高田市中心市街地活性化協議会
会長 野田 洋二

「第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書

平成24年1月23日付け企第0123001号で意見照会がありました「第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第9項に基づき、意見書を提出いたします。

記

第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画（案）について

1 はじめに

本市中心市街地活性化の切り札として、官・民が一体となって平成13年度にスタートした「昭和の町」の取り組みも本年度で10年を迎えました。この「昭和の町」の取り組みを計画的に進め、その効果を中心市街地全体に波及させるべく策定した第1期中心市街地活性化基本計画についても、最終年を迎えております。「にぎわいと憩いの創出で愛されるまちなかへ」を目指すべき中心市街地の姿として取り組みを開始した本計画については、商工会議所、観光まちづくり株式会社、商業者そして行政が、それぞれの責任のもと、協力・連携を図りながら実行してきた結果、中心市街地は大きく様変わりをし、交流人口の増大など、活性化に大きく寄与できたものと評価いたします。

しかし、その一方で、依然として商店街においては厳しい状況にあり、また本計画でまちづくりの方向性が確立した玉津地区についても、その取り組みは始まったばかりで、第1期計画の効果は限定的であると考えています。

これらの経緯を踏まえまして、第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画（案）について、下記のとおり意見を提出いたします。

2 本協議会の意見

第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画（案）は、「にぎわいと憩い、そして魅力の創出でさらに愛されるまちなかへ」を目指すべき中心市街地の姿に掲げています。本市中心市街地活性化の基本である「昭和30年代」をテーマとした「昭和の町」の飛躍、そして玉津地区の活性化策である「高齢者のまちづくり」の進化を目指すこととしており、このことは、これまでの取り組みの経過を踏まえたもので、活性化に大きく寄与した第1期基本計画を踏襲しており、実行性のある継続的なまちづくりであると考えます。

さらに第2期計画では、これまでの施策に加え、新たに「市民」の視点から、中心市街地活性化のための方向性を見出しており、市民にとっての“まちなか”のさらなる魅力を創出することにより、市全体の定住促進をけん引する「市の顔」を目指すこととしております。このことは、「持続可能なまちづくり」、「中心市街地の真の活性化」のためには不可欠であると考えます。

目指すべき中心市街地活性化の姿、コンセプトについても明確で、これを実現するために必要な具体的事業についても盛り込まれております。また引き続き官・民一体となった取り組みを進めることとしており、効果的かつ現実的で、将来のまちづくりについて夢が広がる計画であると考えます。

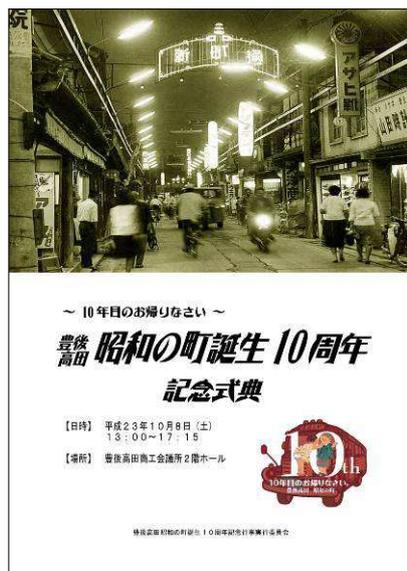
本計画が円滑かつ着実に実施されることにより、本市中心市街地のさらなる活性化に大きく寄与するものと考え、本協議会においては、この第2期基本計画（案）の内容については妥当である判断いたします。

なお、「市の顔」ともいふべき本市中心市街地のさらなる活性化に向けて、これまでと同様に、市と十分連携を図りながら、商工会議所・観光まちづくり株式会社・商業者など関係者が一体となって、「市民協働によるまちづくり」という基本認識のもと、各種施策を展開していく必要があります。本協議会は、今後も第2期基本計画の進捗や新たな状況に対応していくため、鋭意協力を行っていくこととします。

■昭和の町誕生 10周年記念式典

「昭和の町」のまちづくりを開始してから10周年を記念して、平成23年10月に「昭和の町」の誕生10周年記念式典を開催した。

功労者表彰とあわせ、基調講演やシンポジウムを開催、「昭和の町」のこれまでの10年間を振り返るとともに、これからの10年に向け、有識者を交え、行政・商工会議所・商業者等で意見交換を行った。



○基調講演

人とネットワークを活かしたまちづくり

～ソーシャル・ネットワークを

「昭和の町」にどう活用すべきか～

講師：DBJキャピタル株式会社取締役 山口泰久氏

○シンポジウム

これまでの10年 -奇跡の軌跡- これからの10年



3) 「玉津のまちづくり」における地域住民等の取り組み

玉津地区の高齢者が楽しいまちづくりについても、地域住民や商店街など多様な団体が連携を図りながら実施しており、地元が主体的にイベントを開催するなど、活性化に向けた機運は高い。

高齢者拠点施設である「玉津座銀鈴堂」においては、運営管理する社会福祉法人が施設の機能拡充を行うこととしており、また平成23年度に整備した新たな高齢者交流施設「玉津プラチナ笑話館」では、市老人クラブ連合会の活動拠点として、老人クラブが主体的にまちなかのにぎわい創出の取り組みを行っていくこととしている。

行政ではこうした動きを後押しするため、厚生労働省の「地域雇用創造推進事業」

〈玉津プラチナ笑話館〉



〈玉津プラチナ市〉



を活用して、昭和の町豊後高田観光再生協議会による「商店街賑わいづくり仕掛け人養成講座」を開催している。この講座には、商店街、老人クラブ、玉津座銀鈴堂、農産物直売所など、玉津地区のまちづくり関係者が受講しており、自らにぎわい創出の主体となるべく努力している。

4) 新たな担い手による取り組み

新たな担い手として、計画区域内（商店街、中央公園に隣接する場所）で、本年度からNPO法人が子育て支援施設を運営している。

ここでは商店街や商工会議所と様々な連携を図っており、今後、まちなかの魅力向上や商店街活性化など、新たな波及効果が期待される。

〈子育て支援施設：おひさまひろば〉



5) 児童・生徒・学生等の取り組み

■卒業生による『昭和の町』マップ作成（平成15年）

市立高田中学校の外壁に手づくりの「昭和の町」マップが取り付けられた。これは、卒業記念に作成され、卒業生全員が商店街の店舗などを、一人一枚ずつ水彩画で描いたもの。

市のPRにとの思いで作成された。



■大学生による“昭和の町”ビジネス・プランの検討・発表会（平成 18年）

立命館アジア太平洋大学特殊講座“昭和の町ビジネス・プラン”発表会が商工会議所で開催された。

同大学の学生9名が、大学の講義の一環として昭和の町を研究対象とし、昨年12月に店主及び訪問客へマーケティング調査などを行い、市関係者、商工会議所関係者、店主などの前でその成果を発表した。



昭和の町への訪問客を対象に学生9名が3グループに分かれて行ったアンケート調査の報告や3商店街の“SWOT分析”として、中央通り商店街、新町商店街、駅通り商店街を“強み”“弱み”“機会”“脅威”の4つの観点から分析し、学生が3チームに分かれて行った各商店街の現状分析を細かに発表、これらの調査・分析を踏まえて、学生自らが昭和の町で創業することを仮定した“ビジネス・プラン”のプレゼンテーションが行われた。

■市内中高生による昭和の夢町三丁目館の「エイジング」（平成 19年）



平成19年4月に昭和の暮らしを体感できる施設「昭和の夢町三丁目館」を整備した。

昭和ロマン蔵の北蔵内に木造民家や教室などを新築したが、昭和30年代の雰囲気にするために「エイジング」を実施、市内の中学生、高校生も参加し、民家を囲む板塀や家の柱など、絵の具やブラシを使いながら塗装を行った。

■「昭和の町 子ども商店街」の実施（平成 23年）

豊後高田市商店街連合会の主催による「昭和の町子ども商店街」を開催、子どもたちに「昭和の町」の商店街で、販売や清掃、子ども記者などの仕事に就いてもらい、体験を通じた人間形成を図るとともに、商店街へ来客を増加させ、商店街の更なる賑わいをつくり出すことを目的として実施した。

当日は市内小学校の3年生から6年生124人が参加した。

A colorful poster for the "Showa no Machi Children's Shopping Street" event. At the top, it says "〜高田小学校・桂陽小学校・商店街盛り上げ隊〜". The main title is "昭和の町 子ども商店街" in large, stylized red and white letters. Below the title, it specifies the date: "日時: 2011年11月12日(土)" and the time: "午前10時00分〜正午12時00分(小雨決行)". The venue is listed as "実施場所: 駅前通り/新町1丁目/新町2丁目/中央通り/板橋街/中町". The poster features illustrations of children in various roles like a shopkeeper, a cleaner, and a reporter. At the bottom, there is a message: "このポスターが目印!! 商店街の1日体験実施店舗です!" and contact information for the organizing committee.

■市民ボランティアによる清掃活動

市民団体が、「昭和の町」を訪れる観光客を気持ちよく迎えたいと、毎年、昭和の町の玄関口に当たる市道の清掃活動を行っている。



6) 各種関連事業・イベント等の継続実施

■ホーランエンヤ（継続）

毎年の1月に市の中心部、桂川で行われるこの行事は、江戸時代の中期に廻船の安全と豊漁を祈願したことが始まりとされている。

江戸時代、豊後高田市は島原領（現長崎県）の飛び地であった。この豊後高田市の港より島原藩や大阪の間屋目指して多くの廻船が出発した。行事は、大漁旗などに飾られた「宝来船」に関係者が乗り込み、この行事を受け継ぐ地区を出船する。その途中でお酒などのご祝儀を抱えた観客がいると、この行事の見どころを迎える。宝来船よりふんどし姿の若者が寒波の川に威勢よく飛び込みご祝儀を受け取りに行く。

商店街でも関連イベントが催され、毎年、多くの観客が来訪、中心市街地のにぎわいづくりに寄与している。



■若宮八幡社秋季大祭（裸祭り）

毎年11月ごろに3日間にわたり、桂川を舞台に行われる伝統行事。豊作を感謝する900年を超える歴史を持った日本三大裸祭りの一つである。

初日と最終日に締め込み姿の若者が御輿の川わたしを行い、同時に橋の上から火矢で「世界一の大たいまつ」に点火、水上ステージでは大太鼓が打ち鳴らされる。

商店街には、屋台なども出店され、多くの観客でにぎわう。また、祭り期間中は、商店街やその周辺で「街並みめぐり」や「昭和の町スタンプラリー」など様々なイベントが開催され、中心市街地のにぎわいづくりに寄与している。

